

同朋大学聴講生規程

(目的)

第1条 この規程は、「同朋大学学則」第53条により広く社会人の知的関心に応えることを目的とした聴講生について定めるものである。

(身 分)

第2条 聴講生は、本学の学籍簿には記載しないが、本学園図書館、研究室等の利用は認められる。

(就学時期及び聴講期間)

第3条 聴講生の就学時期は、学年の始めとする。ただし、後期のみ聴講希望者は後期の始めとする。

2 聴講期間は1期(半期)又は2期(1年間)以内とする。引き続き聴講を希望する場合は、改めて出願し許可を受けなければならない。

(聴講許可授業科目及び科目数)

第4条 聴講することができる授業科目及び科目数は次のとおりとする。

(1) 外国語科目、各種資格課程専門科目を除く講義。ただし、演習科目については授業に支障がない場合のみ許可。

(2) 聴講できる授業科目は、1期(半期)に5科目以内とする。

第5条 聴講生は、高等学校卒業、又はこれと同等以上の学力があると本学が認めた者で、かつ本学の学籍を有しない者。

(出願手続き)

第6条 聴講を希望する者は、出願書類に検定料5,000円を添えて、学期開始前のそれぞれ所定の期日までに願い出るものとする。

2 出願書類は、入学願書・最終学校の卒業証明書・健康診断書及び承諾書(有職者のみ)とする。

(入学許可)

第7条 聴講生の入学許可は、連合教授会の議を経て学長が行う。

(入学料)

第8条 聴講生として、入学を許可された者は、入学料10,000円を所定の期日までに納入しなければならない。ただし、前学期あるいは前年度に引き続き聴講を出願・許可された者はこれを免除する。

(聴講料)

第9条 聴講料は、1期(半期)科目15,000円、2期(通年)科目30,000円とし、所定の期日までに納入するものとする。

(諸納付金の返還)

第10条 既納の検定料・入学料・聴講料は、原則として返還しない。

(聴講生の受講の取り扱い)

第11条 聴講生の授業科目の履修については、本学学生に準ずる。

(証明書の交付)

第12条 聴講生が履修した授業科目の試験を受けることはできない。したがって、その単位認定も行わない。

(外国人聴講生)

第13条 外国人聴講生については、その都度連合教授会にはかって、その取り扱いを決定する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、連合教授会の議を経て行うものとする。

附 則

1. この規程は、昭和48年4月1日から適用する。
2. この規程は、昭和58年4月1日から施行する。
3. この規程は、昭和60年4月1日から施行する。
4. この規程は、昭和61年4月1日から施行する。
5. この規程は、昭和62年4月1日から施行する。
6. この規程は、平成6年11月22日から施行する。
7. この規程は、平成11年4月1日から施行する。
8. この規程は、平成14年4月1日から施行する。
9. この規程は、平成14年7月24日から施行する。
10. この規程は、平成14年7月25日から施行する。
11. この規程は、平成17年4月1日から施行する。
12. この規程は、平成20年4月1日から施行する。
13. この規程は、平成27年4月1日から施行する。